

## 商品概要説明書

### サマーキャンペーン2025（複利型）

（令和7年6月2日より適用）

商品名	・サマーキャンペーン2025
募集総額	・50億円 募集額となり次第終了させていただきます。
取扱期間	・2025年6月2日（月）～2025年8月29日（金）
販売対象	・個人の方の新規お預け入れ ・他の定期貯金商品との併用や預け替えはできません。 ・JAネットバンク、ATMからのお預け入れはできません。
預入期間	・定型方式 3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、「スーパー定期貯金（複利型）」としての継続となります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・20万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （1）適用金利  （2）利払頻度 （3）計算方法  （4）税金  （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に条件①及び条件②で該当した項目に応じて最大「年0.20%」を上乗せた利率を満期日まで適用します。 条件①上乗せ利率年0.10% <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA上伊那の組合員（正・准）・年金受取口座の契約者（予約含む）</li> <li>・給与振込者（農産物代金5万円以上振込者含む）・統一ローン契約者</li> </ul> </li> <li>条件②上乗せ利率年0.10% <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託契約者（NISA口座開設者含む）・JAカード契約者</li> <li>・JAバンクアプリプラス（旧JAネットバンク）・JAバンクアプリ</li> <li>・5大公共料金口座振替（電話、電気、NHK、水道、ガス）（2種類以上）</li> </ul> </li> </ul> <p>上乗せ利率 条件①のみ年0.10% 条件②のみ年0.10% 条件①②年0.20%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続後の適用金利は、継続時の対象スーパー定期貯金（複利型）の店頭表示金利を適用します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。

	<p>① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×40%</p> <p>③ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×50%</p> <p>④ 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×60%</p> <p>⑤ 預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合 約定利率×70%</p> <p>⑥ 預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合 約定利率×90%</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融部 (電話：0 2 6 5 - 7 2 - 6 1 3 4) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 (電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1) 第一東京弁護士会 (電話：0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8) 第二東京弁護士会 (電話：0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる 事項	<p>・満期日以降の利息は解約日または書替継続時における普通貯金利率により計算します。</p>

※この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。

※上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金 (複利型)」と同様の取り扱いとなります。

※お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 上伊那